

自動販売機（たばこ自動販売機を除く。）の設置及び運営の業者決定手順について

佐世保地区において自動販売機（たばこ自動販売機を除く。）を設置し、運営を行う業者の決定手順は、以下のとおりとする。

1 評価点合計点の算出方法

(1) 評価点数の算出

応募業者から提出された企画提案書に基づき、福利厚生施設検討委員が応募業者ごと選定審査票（付紙）により書類審査を行う。

委員全員の評価点の合計を応募業者の評価点数（満点の評価点は100点×人数）とする。

(2) 価格点の算出

業者が支払いを希望する国有財産使用料を以下の計算式に当てはめ、価格点を算出する。

ただし、業者が支払いを希望する国有財産使用料が今年度の国有財産使用料を下回った場合は、失格とする。

価格点① = (満点の評価点の1 / 10) × (1 - 今年度の国有財産使用料(屋内) / 業者が支払いを希望する国有財産使用料(屋内))

価格点② = (満点の評価点の1 / 10) × (1 - 今年度の国有財産使用料(屋外) / 業者が支払いを希望する国有財産使用料(屋外))

(3) 評価点合計点の算出

評価点数と価格点(①+②)を合計し、評価点合計点を算出する。

2 不適格業者の排除

(1) 評価合計点を選考等委員で除した点数が30点未満の者を不適格業者とする。

(2) 福利厚生施設検討委員全体で「やや劣る(1点)」及び「劣る(0点)」の評価を受けた項目数が、福利厚生施設検討委員数を上回る者を不適格業者とする。

3 業者決定の方法

書類選考による審査の上、業者を決定する。

缶・ペットボトル式についてはドント方式を採用し、業者の希望する設置区分場所を優先し設置場所を決定する。